

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.136

No.136 2018.8.21

■無念・高プロは成立したけれど・・・

労働弁護団が総力を挙げて反対してきた、過労死を促進する高度プロフェッショナル制度を含む「働き方改革関連法」が、残念ながら成立してしまいました。

第一次安倍政権においてもホワイトカラーエグゼンプションとして狙われていた労働時間規制に対して、大きな風穴を開けられたのは紛れもない事実で、労弁・闘争本部としても、本当に悔しい思いです。

とはいえ、高プロ制度が成立しても、**私たちは傍観者になるわけにはいきません**。高プロによる過労死など健康被害を防ぐため、生活時間を破壊される労働者を防ぐためにも、高プロ導入阻止に向けて、積極的な取り組みが期待されています。

私たち弁護団も、使用者含む社会への啓発、労働組合への啓発を中心に、**高プロ成立後も積極的な取り組みを進めていきます！**

■職場への導入阻止に向けての課題

～労使委員会で阻止しよう！！～

高プロ導入を阻止するために一番実効性があるのは、労使委員会で否決することです。高プロ導入には、**労使委員会での5分の4以上の賛成が必要**ですから、とくに職場の過半数を占める労働組合であれば、導入阻止は簡単です。

もちろん、本人同意の要件もありますから、労働者本人が同意を拒否すれば、適用されません。ですが、現実問題として、個々の労働者が高プロ導入を阻止するのは、容易ではないでしょう。

労使委員会での判断において、「本人が同意しているから」という形式的な自己決定を理由にして、高プロ導入が拡がらないように、注意喚起が必要です。

■社会への注意喚起も！

法律が制定されたとはいえ、まだ高プロの正しい中身（危険性）は、世間に周知されていません。政府が喧伝した「成果型賃金の実現する」かのようなデマゴギーは払拭されていません。

また、当面高年収者を対象にしていることで、高プロの危険性を他人事だと考える方も多いです。政府の本音（年収要件拡大）を周知し、さらなる労働時間規制への風穴を許さないようにするためにも、取り組みが必要です。

そして、「**高プロ導入企業は『ブラック企業』だ！**」という情報を、社会に拡げて行きましょう。

■他人事ではない！

いったん職場で高プロが導入されたら、使用者による働かせ放題を許す職場風土が醸成されていきます。同じ職場に、働かされ放題の労働者、とりわけ職場で指導的地位など影響力ある立場にすることが多い労働者（高プロ対象者）の長時間労働が放置されたら、対象外の労働者も対岸の火事では済まされません。

導入阻止の取り組みも進めていきましょう！

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790